

「帝銀事件と日本の秘密戦

：捜査課程で判明した日本軍の実態」

登戸研究所資料館では、帝銀事件発生より70年を迎える2018年より、帝銀事件を風化させないためにも、帝銀事件に関連する企画を毎年行うことといたしました。

帝銀事件では、登戸研究所や第731部隊など膨大な旧日本陸軍の秘密戦部隊が捜査対象となりましたが、なぜ彼らが捜査対象となったのでしょうか。また、当時の警察は旧日本軍組織のうちどれぐらいの人数を捜査し、どこまで秘密戦部隊の実態に迫ったのでしょうか。今回の講演会では帝銀事件の『捜査手記』より以上の点を明らかにしていきます。



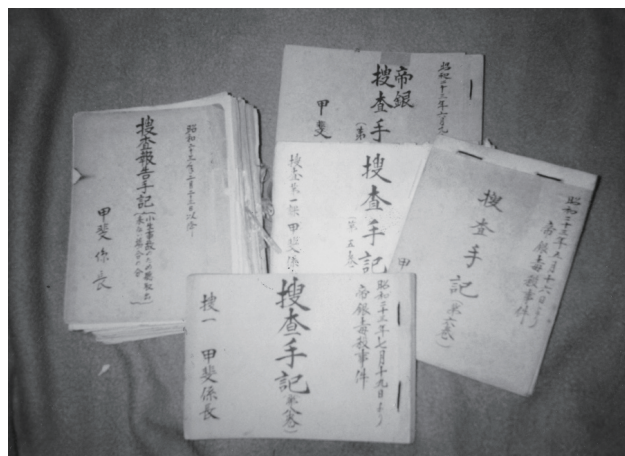
帝銀事件発生を報じる当時の紙面
(1948年1月27日付『朝日新聞』東京版朝刊2面、聞蔵Ⅱビジュアルより、朝日新聞社所蔵)

帝銀事件とは

1948年(昭和23)1月26日、帝国銀行椎名町支店(東京都豊島区)で発生した集団毒殺強盗事件です。赤痢の予防薬と偽り毒物を飲まされた行員と用務員一家の計16名のうち12名が死亡、現金約16万円と1万円分の小切手が盗まれました。犯行毒物は特殊な青酸化合物だとみなされたため、登戸研究所が開発した「青酸ニトリール」の使用が疑われ、登戸研究所の他、旧日本陸軍の特務機関や毒物兵器研究・開発機関が捜査対象となりました。

『捜査手記』とは

帝銀事件捜査主任だった甲斐文助が、事件発生当日から犯人が拘置所へ移送されるまでの捜査報告を記録したものであり、約3,000枚にもおよびます。犯人は旧日本軍の特殊機関に属した人物として捜査を進めていたため、『捜査手記』には登戸研究所の他、第六陸軍技術研究所(毒ガス研究)、第731部隊(毒物を利用した謀略)などの上層部への緻密な事情聴取内容が記録されています。そのため、『捜査手記』は旧日本陸軍の毒物研究の実態を解明する第一級の資料であるといえます。

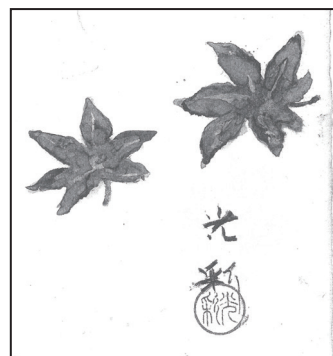


『甲斐捜査手記』(帝銀事件再審弁護団所蔵)

— 8月 —

1948年(昭和23)年8月21日、それまでの捜査方針と異なる日本画家・平沢貞通が逮捕され、1955年に死刑判決が確定します。その後18回におよぶ再審請求が平沢より提起されましたが、再審は認められず、1987年に平沢は獄中で死去します。毒物に対する判決や平沢の自白過程には疑問点も多く、現在も第二十次再審請求中[※]です。

※第十九次再審請求は請求者死去のため2013年に終了



平沢貞通が獄中で書簡に描いた画。
「光彩」とは平沢の画号である。
(細川次郎氏所蔵)

